

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

平成28年10月14日

地方公務員の給与改定等に関する取扱いについての総務副大臣通知

本日の閣議において、国家公務員の給与改定に関する取扱いが決定されました。この決定を受け、地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて、地方公共団体に対して10月14日付けで別添のとおり通知しましたのでお知らせいたします。

(問い合わせ先) 自治行政局公務員部

給与能率推進室

担当:五月女、石川

電話:03-5253-5549 (直通)

F A X: 03-5253-5553

総 行 給 第 50 号 総 行 女 第 11 号 平成28年10月14日

各都道府県知事 各指定都市市長 各都道府県議会議長 各指定都市議会議長 各人事委員会委員長

> 総務副大臣 原田憲治

地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて

本日、公務員の給与改定に関する取扱いについて、別紙のとおり閣議決定が行われました。

各地方公共団体においては、地方公務員の給与改定等を行うに当たって、別紙閣議 決定の趣旨に沿って、特に下記事項に留意の上、適切に対処されるよう要請いたしま す。

地方公営企業に従事する職員の給与改定等に当たっても、これらの事項を十分勘案の上、適切に対処されるようお願いします。

また、貴都道府県内の市区町村に対しても併せて周知されるようお願いします。

なお、本通知は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第59条(技術的助言)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4(技術的な助言)に基づくものです。

記

第1 本年の給与改定及び給与の適正化について

各地方公共団体において職員の給与改定を行うに当たっては、地方公務員法の趣旨 に沿って適切に対応すること。その際、厳しい財政状況及び各地方公共団体の給与事 情等を十分検討の上、既に地域における国家公務員又は民間の給与水準を上回ってい る地方公共団体にあっては、その適正化を図るため必要な措置を講じること。

1 国家公務員の月例給については、官民給与の較差を踏まえ、行政職俸給表(一)において、平均0.2%の引上げ改定を行うとともに、本府省業務調整手当の支給割合を引き上げることとされたところである。各地方公共団体においては、人事委員会の給与に関する勧告及び報告を踏まえつつ、地域における民間給与等の状況を勘案して適切に対処すること。

その際、現に地域における国家公務員又は民間の給与水準を上回っている地方公共団体にあっては、不適正な給与制度及びその運用の見直しを含め、必要な是正措置を速やかに講じること。特に、仮に民間給与が著しく高い地域であったとしても、公務としての近似性及び財源負担の面から、それぞれの地域における国家公務員の給与水準との均衡に十分留意すること。

なお、本府省業務調整手当については、「地方公務員の給与及び勤務時間の改定に関する取扱い等について」(平成20年11月14日付け総行公第87号・総行給第106号)において、制度の趣旨を踏まえ地方公共団体には導入しないこととされていることに留意すること。

- 2 国家公務員の期末・勤勉手当については、民間の支給状況を反映して、支給月数 を0.1月分引き上げることとし、勤務実績に応じた給与を推進するため、本年度の12 月期の勤勉手当を引き上げ、平成29年度以降は6月期と12月期の勤勉手当をそれぞ れ0.05月分引き上げることとされたところである。各地方公共団体においては、人 事委員会の調査結果を踏まえつつ、勤務実績に応じた給与の推進を図るよう適切な 改定を行うこと。
- 3 国においては、平成25年1月1日より、高位の号俸から昇格した場合の俸給月額の増加額を縮減するとともに、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の改正により、平成26年1月1日から55歳を超える職員は標準の勤務成績では昇給停止とするなど昇給抑制措置が講じられたところである。各地方公共団体においても、国の取扱い及び「地方公務員の給与改定に関する取扱い等について」(平成25年1月28日付け総行給第1号)を踏まえ、高齢層職員の昇給抑制等について必要な措置を講じること。
- 4 平成18年の給与構造改革における国家公務員の経過措置額については、平成26年 3月31日をもって全額廃止されていることを踏まえ、未対応の地方公共団体におい ては、速やかに必要な措置を講じること。
- 5 等級別基準職務表に適合しない級への格付けを行っている場合その他実質的にこれと同一の結果となる等級別基準職務表又は給料表を定めている場合(いわゆる「わたり」を行っている場合)等、不適正な給与制度・運用については、速やかに見直しを図ること。

また、級別の職員構成については、職務給の原則にのっとり職務実態に応じた厳格な管理に努め、上位級の比率が過大である場合には計画的に適正化を図ること。特に、地方公務員法の改正により、能力・実績に基づく人事管理を徹底する観点など、本年4月1月上の第級別其準職務事な給与条例に定めるよとなど、第級第二

から、本年4月1日より等級別基準職務表を給与条例に定めるとともに、等級等ご との職員数の公表を行うこととされたところであり、各地方公共団体においては、 議会や住民への説明責任が強化され、職務給の原則の一層の徹底が求められている ことに留意すること。

6 諸手当の在り方については、一般行政職のみならず職種全般について不断に点検し、制度の趣旨に合致しないものや不適正な支給方法については、その適正化を図ること。

また、自宅に係る住居手当については、国においては平成21年12月に廃止された ことを踏まえ、未対応の地方公共団体においては、速やかに見直しを行うこと。

7 技能労務職員の給与については、民間の同一又は類似の職種に従事する者との均

衡等に留意し、適正な給与制度・運用とすること。

8 人事委員会においては、その機能を発揮し、地域の民間給与をより的確に反映させる観点から、公民較差のより一層精確な算定、公民比較の勧告への適切な反映、 勧告内容等に対する説明責任の徹底などの取組を引き続き行うこと。また、公務と しての近似性及び財源負担の面から、それぞれの地域における国家公務員の給与水 準との均衡にも十分留意すること。

人事委員会を置いていない市及び町村においては、都道府県人事委員会における 公民給与の調査結果等も参考に適切な対応を行うこと。

9 地方公共団体における職員の給与改定の実施は、国における給与法の改正の措置を待って行うべきものであり、国に先行して行うことのないようにすること。

また、給与条例の改正は、議会で十分審議の上行うこととし、地方自治法第179 条(長の専決処分)の規定に該当する場合を除き、専決処分によって行うことのな いようにすること。

第2 給与制度の総合的見直し等について

1 地域ごとの民間賃金の水準のより的確な公務員給与への反映や官民の給与差を踏まえた50歳台後半層の水準の見直し等、国家公務員の給与制度の総合的見直しを踏まえた給与制度の見直しを引き続き推進すること。取組が遅れている地方公共団体においては、速やかに見直しを行うこと。

また、国において、給与制度の総合的見直しにおける俸給表の水準の引下げに伴う経過措置については、平成30年3月31日をもって終了することとされていることに留意すること。

- 2 地域手当については、給料水準が適切に見直されていることを前提に、国における地域手当の指定基準に基づき、支給地域及び支給割合を定めることが原則であること。その際、次の事項に留意すること。
- (1) 給料水準の引下げと併せても国の指定基準に基づく支給割合によれば著しく給与水準が上昇する場合にあっては、地域手当の支給割合について住民の理解と納得が得られるものとなることを基本として適切に対応すること。
- (2) 都道府県において、人事管理上一定の考慮が必要となる場合にあっては、国の 基準にのっとった場合の支給総額を超えない範囲で、支給割合の差の幅の調整を 行うことは差し支えないが、地域手当の趣旨が没却されるような措置は厳に行わ ないこと。
- 3 扶養手当について、国においては、平成29年度以降、段階的に配偶者に係る手当額を13,000円から6,500円に減額し、子に係る手当額を6,500円から10,000円に引き上げることとされている。さらに、扶養親族を有することによる生計費の増嵩の補助という扶養手当の趣旨に鑑み、一定以上の給与水準にある行政職俸給表(一)9級及び10級並びにこれらに相当する職務の級の職員については、子以外の扶養親族に係る手当を支給しないこととし、行政職俸給表(一)8級及びこれに相当する職務の級の職員については、子以外の扶養親族に係る手当額を3,500円とすることとされている。各地方公共団体においても、国の見直しの趣旨を踏まえ、適切に対処すること。
- 4 国においては、平成29年度から、専門スタッフ職俸給表に4級を新設することと

されているが、「地方公務員の給与改定に関する取扱い等について」(平成19年10月 30日付け総行給第101号)において、同俸給表については、制度の趣旨を踏まえ地方 公共団体には導入しないこととされていることに留意すること。

5 国においては、人事評価の結果を任用、給与等へ反映しており、本年の給与改定 において、昨年に引き続き、勤勉手当の支給月数を引き上げ、勤務実績に応じた給 与を推進することとしている。

地方公共団体においても、地方公務員法の改正により、本年4月1日から人事評価の実施が義務付けられ、任命権者は人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとするとの根本基準が同法に明確に規定されるとともに、人事評価の結果に応じた措置を講じなければならないこととされている。これを踏まえ、人事評価の結果を勤勉手当や昇給等に十分に反映できていない団体にあっては、「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の運用について」(平成26年8月15日付け総行公第67号・総行経第41号)に留意の上、速やかに必要な措置を講じること。特に、勤勉手当の支給や昇給等について、人事評価の結果を反映させずに一律に行う等、法の趣旨に反する運用がある場合には、速やかな是正を図ること。

第3 その他の事項

- 1 国家公務員の退職手当については、給与制度の総合的見直しの影響を踏まえた改正が行われている。地方公務員の退職手当についても、「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(案)等について」(平成26年11月19日付け総行給第87号)を踏まえ、国に準じて必要な措置を講じること。
- 2 定員については、地方公共団体の適正な定員管理及び人件費の抑制に支障を来すような国の施策を厳に抑制することとされているところであり、各地方公共団体においては、行政の合理化、能率化を図り、地域の実情を踏まえつつ、適正な定員管理の推進に取り組むこと。
- 3 給与及び定員の公表については、給与情報等公表システムにより、住民等が団体間の比較分析を十分行えるよう公表様式に沿った情報開示を徹底すること。

公務員の給与改定に関する取扱いについて

(平成28年10月14日 閣 議 決 定)

- 1 一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務 員の給与については、去る8月8日の人事院勧告どおり改定 を行うものとする。また、給与制度の総合的見直しを着実に 推進する。
- 2 特別職の国家公務員の給与については、おおむね1の趣旨 に沿って取り扱うものとする。
- 3 1及び2の措置に併せ、次に掲げる各般の措置を講ずるものとする。
 - (1) 国の行政機関の機構及び定員については、「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」(平成26年7月25日閣議決定)に沿って、厳格に管理を行う。
 - (2) 独立行政法人(総務省設置法(平成11年法律第91号)第 4条第1項第7号に規定する独立行政法人をいう。)の役職員の給与改定に当たっては、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を踏まえ、適切に対応する。

また、特殊法人等の役職員の給与改定に当たっては、国家公務員の給与水準を十分考慮して国民の理解が得られる 適正な給与水準となるよう厳しく対処するとともに、必要 な指導を行うなど適切に対応する。

4 地方公務員の給与改定については、各地方公共団体において、地方公務員法の趣旨に沿って適切に対応するとともに、厳しい財政状況及び各地方公共団体の給与事情等を十分検討の上、既に地域における国家公務員又は民間の給与水準を上回っている地方公共団体にあっては、その適正化を図るため必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

また、国家公務員における給与制度の総合的見直しを踏まえ、地方公務員給与についても、地域民間給与のより的確な反映などの見直しを引き続き推進するよう要請するものとする。

さらに、地方公共団体の適正な定員管理及び人件費の抑制

に支障を来すような国の施策を厳に抑制するとともに、地方 公共団体に対し、行政の合理化、能率化を図り、適正な定員 管理の推進に取り組むよう要請するものとする。